

生徒心得〔茨城県立下館工業高等学校〕

1 生活について

(1) 服装・容儀

学校の内外を問わず質素清潔端正を旨とし、常に高校生らしい品位を保持するように努める。

ア 髪は高校生にふさわしいよう整髪する。着色、パーマ、極端な髪型等は禁止する。

イ 服装は、制服1は黒の標準型の学生服、制服2は本校所定のを次のように着用する。なお、パーカーの着用（重ね着）は禁止。

<制服1>

- ① 上衣・スラックス・白ワイシャツを着用する。但し、夏季（6／1～9／30）は白ワイシャツのみでの生活を可とする。
- ② 上衣には本校指定のボタン及び学年別色の襟章を、白ワイシャツの左胸には科章（アイロンプリント）をつける。
- ③ ズボンにはベルトを着用する。なおベルトの色は華美なものは避ける。

<制服2>

- ① 制服は、上衣・ベスト・スカートの三つ組みとし、ワイシャツ、ネクタイを着用する。科章を左胸につける。
 - ② スカートの丈は膝程度とする。但し、夏季は薄地のものを作ってよい。またスラックスを着用してもよい。
 - ③ ネクタイは本校指定のものとする。夏季は着用しなくてもよい。
 - ④ シャツは白ワイシャツとする。その際、科章を左胸につける。
 - ⑤ ストッキングを着用する場合は、ベージュまたは黒色とする。
- ウ 化粧、入れ墨、タトゥー、時計以外の装飾品（ピアス、ブレスレ

ット、ネックレス、指輪等）の着用は禁止する。また、ピアスは穴をあけることを含めて一切禁止する。

エ 気温の低い場合は、上衣の内側にセーターやカーディガンを着用してもよい。（色は黒・紺・グレイ・白・ベージュとする）ただし、セーターやカーディガンのままでいない。

オ オーバーコートは高校生らしいものを着用し、華美なものは避ける。着用は登下校時のみとする。

カ ソックスは白・黒・紺・グレイとする。通学時の履物は靴とし、華美なものは避ける（サンダル類は禁止）。校舎内では所定の上履を用いる。

キ 体育及び実習時の服装は別に指示する。

ク 止むを得ない理由で異装する場合は、HR担任又は関係職員に申し出て許可を受ける。

ケ 通学にはカバン又はスポーツバッグ（リュック含む）を所持する。

(2) 週番について

ア 各HRに2名ずつ週番をおく。週番は月曜日に始まり金曜日に終わる。

イ 週番はHR担任の指示を受け、伝達事項の徹底、諸報告、清潔整頓に責任をもってその任務に当たる。

ウ 授業開始後5分たっても先生が来ない時は先生のところに連絡に行き、連絡がつかないときは教務の先生の指示を受ける。

エ HR日誌を記録し、下校前にHR担任に提出する。

(3) 旅行届について

ア 公共の交通機関を利用して旅行する場合、学生割引を希望するのは、所定の旅行届を提出する。

(4) アルバイトの許可について

アルバイトは原則として、学生としての本分に反しない限り許可する。アルバイトを希望する生徒は事前に保護者を通じて担任に連絡するとともに許可願を提出する。学校長の許可を受けたものは、勤務先に依頼状を持参する。アルバイト中は、許可証を携行する。

<長期休業の場合>

ア 勤務時間は1日8時間以内とし、午後7時までに終業する。

<長期休業以外の場合>

ア 平日の勤務（放課後）は、3時間以内とし、午後9時までに終業する。

イ 休日の場合は、1日8時間以内とし午後7時までに終業する。

<その他の規則>

ア 勤務場所は遊技場・居酒屋等青少年育成上好ましくない所を除く。

イ 業務内容は重労働または危険を伴う場合を除く。

ウ 著しく成績が低下したり、生活・行動面で乱れが生じたりした場合は許可を取り消す場合もある。

エ 定期考査時は原則として1週間前より終了まで中止する。

オ アルバイトを辞めた場合は担任に許可証を返却すること。

カ 再びアルバイトを始める場合は所定の手続きをすること。

(5) 禁止事項

ア 薬物等の所持、及び飲酒（ノンアルコール飲料を含む）、喫煙、タバコ・ライター所持（電子タバコの購入・使用含む）、喫煙同席。

イ いじめ（ネットでのいじめ、誹謗中傷、脅迫等を含む）、脅迫、暴力行為。

ウ パチンコ、賭博行為、商行為及び不健全な飲食店、娯楽場への出入り。

エ 交通違反行為。

オ 授業中のスマートフォン等の使用。

カ 生徒間の金銭の貸借。

キ ナイフ、危険物等の所持・使用及び無断火気使用。

ク 学校行事、生徒会行事などを故意に妨害すること。

ケ 政治活動。（校内）

コ 試験の不正行為。

サ 無断で校内の施設、設備（電源、電力施設、火災報知機、消火器具、機械機器等）に触れる、または使用すること。

(6) その他

ア 登校は午前8時35分まで。下校は特に定められた場合を除き午後5時までとする。

イ 帰宅後外出する時は、保護者に目的場所・帰宅時刻を明らかにしておく。夜間の外出及び外泊はなるべく避ける。（※「茨城県青少年のための環境整備条例」で、青少年の午後11時から午前4時までの外出は認められていない）

ウ 職員・来客、生徒間においても挨拶をする。

エ 職員の執務している部屋に入る際は、科・学年・組・氏名及び用件を述べてから入室する。

オ 異性との交際は節度を保ち、かつ秘密のない健全な交際をする。

カ 所持品には校名・科・学年・組・氏名を明記する。

キ 貴重品の取扱いは慎重にする。

ク 公共物を大切に使う。

2 通学について

(1) バイク通学

ア 許可条件

(ア) 通学距離が7 km以上であること。

(イ) 普通自動二輪免許を所持していないこと。

上記の2点が満たされているかどうか担任と生徒指導部で審査決定する。なお、許可を受けたものは、年間2回の免許審査を受ける。

イ 許可の手続き

バイク使用許可願を担任に提出し、生徒指導部で審査を受け許可された者は、「バイク通学許可指導」に生徒とともに保護者が出席し、許可証・ステッカーの交付を受ける。但し、許可は1学年時9月以降とする。

ウ 許可の取り消し

普通自動二輪免許を取得したものは、バイク通学許可を取り消す。また交通に関する問題行動を起こした場合は、バイク通学の許可を取り消す場合がある。

エ 通学バイクの使用規定

(ア) 使用するバイクは50cc未満とする。

(イ) 2人乗りは禁止とする。

(ウ) 安全のためにフルフェイスのヘルメットを着用する。

(エ) バイク、ヘルメットに学校指定のステッカーを貼付する。

(オ) 任意保険加入のバイクを使用する。

(カ) バイク及び免許証は定期的に検査を受ける。

(キ) 安全運転講習会には必ず参加する。

以上の規定について守らない場合は、許可を取り消すこともある。

(2) 運転免許取得について

ア 二輪車免許を取得するときは、原動機付自転車（50cc未満）

とする。

イ 普通自動車免許を取得するときは、取得許可願を提出し、取得後は免許証のコピーを提出する。

ウ 普通自動車の免許取得のための自動車学校通学は夏休み以後かつ進路決定後の休日、または放課後とする。但し、免許試験（仮検、本検）が平日の場合は、担任まで申し出て許可を得ること。

エ 普通自動車免許を取得しても原則として在学中に運転することを禁止する。（保護者同乗は可）

(3) 自転車通学について

ア 自転車通学をするものは登録し、学校所定のステッカーの交付を受け車体に貼付する。

イ 二人乗り、傘さし運転、ながら運転は禁止する。

ウ 定期的に検査を受ける。

エ 指定の場所に施錠して駐輪する。

(4) 通学

ア 登下校はもちろん家庭においても交通法規を厳守する。

イ 交通違反を犯した際は速やかにHR担任に申し出る。また交通事故を起こした時は適切な処置をとるとともにHR担任に申し出る。

ウ バイクによる通学は別に定める規則により許可制とする。

(5) 遵守事項（校内外におけるバイク運転その他）

ア 道交法に定められた規則、特に無免許運転、スピード違反・一時停止違反・信号無視・わき見運転等はない。

イ 普通自動二輪免許の取得・運転（同乗も含む）は禁止する。（昭和56年2月25日付け保第87号「高校生のオートバイ事故防止対策の強化について」・茨城県教育例規集令和4年度版2730頁）

ウ 無断でのバイク登校は禁止する。